# 「運動部活動に係る活動方針」

校番（19）　呉市立下蒲刈中学校

## １　基本方針

(1) スポーツに親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養を目指す。
(2) スポーツの楽しさや喜びを味わい，生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

## ２　適切な運用のための体制

(1) 各運動部顧問は，「年間活動計画」及び「月間の活動計画」，「月間活動実績」を作成する。
(2) 活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

## ３　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 呉市教育委員会が策定した「運動部活動の方針」に則り，生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む），事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
(2) 広島県教育委員会が作成した，「学校における体育活動等による事故の防止について」及び「魅力ある運動部活動の在り方」に基づいて安全指導・安全管理に努める。

## ４　適切な休養日等の設定

(1) 休養日
ア　学期中は，週当たり２日以上の休養日を設ける。
　なお，平日は定時退校日（原則水曜日）と併せて少なくとも１日，土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とし，週末に大会参加等で活動した場合は，休養日を他の日に振り替える。
イ　長期休業中は，学期中に準じた扱いを行う。ただし，部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより，部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから，部活動単位で設定することも可能とする。また，生徒が十分な休養を取ることができるとともに，運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう，ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
(2) 活動時間（スポーツ活動をしている時間をいう）
　１日の活動時間は，平日では２時間程度，休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし，できるだけ短時間に，合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

## ５　学校単位で参加する大会等

(1) 運動部が参加する大会は，学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については，スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ，生徒の教育上の意義や，生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮する。